別記第2号様式（第3条関係）（一部開示用）

午前

午後

公文書開示決定通知書

○○　指令第　　　　 号

住所

氏名

年　　月　　日付けで請求のあった公文書の開示の請求に対して、産山村情報公開条例第7条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

なお、当該公文書には条例第9条に該当する情報に係る部分があるので、当該公文書の開示にあたっては、条例第9条に該当する情報に係る部分は除かれます。

年　　月　　日

○○○○○

|  |  |
| --- | --- |
| 公文書の件名 |  |
| 公文書の開示の日時及び場所 | 日時 | 年　　月　　日　　　　　　時 |
| 場所 |  |
| 公文書の一部を開示しない理由 | 条例第9条第　　号に該当（理由） |
| 担当課 | （電話番号　　　　　　　　（内線）　　　　） |
| 備考 |  |

教示

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った翌日から起算して45日以内に産山村長に対して異議申立てをすることができます。

（注）　1　指定された公文書の開示の日時に来庁できない場合には、あらかじめ担当課に電話で連絡してください。

2　公文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。